

「ひきこもり人権宣言」にみるレジスタンスは 被害者性を脱却できるのか

安藤 佳珠子

要旨

2021年12月に、ひきこもり当事者を中心とした団体「暴力的『ひきこもり支援』施設問題を考える会」が「ひきこもり人権宣言」を発表した。この宣言は、引き出し屋の横行を契機に作成されたものであるが、その中身は当事者が社会や家族の加害性を問うものであり、当事者にとってのレジスタンスである。レジスタンスは、被害に対する抵抗であり、自らを被害者のポジションに位置付けることでもある。また、被害からの回復は、自らで認識した被害者としてのポジションを自らで脱することである。被害と加害が曖昧なままでは、当事者は被害者としてのポジションから抜け出すことはできない。本稿では、この宣言が何を被害とし、何を加害としているのかを整理することで、当事者のレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりを示すことを目的とした。そのため、この人権宣言に出てくる内容を、「被害（者）／加害（者）」というカテゴリーで整理した。その上で、当事者から見える「被害（者）／加害（者）」を15点で示した。さらに、この宣言にみるレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりを5点で提示した。

キーワード：ひきこもり、ひきこもり人権宣言、被害、加害、レジスタンス

はじめに

近年、ひきこもり支援として「引き出し屋」と呼ばれる民間業者が、本人の同意もなく家から連れ出すといった暴力的な介入が生じている。このような状況を受け、2021年12月に、ひきこもり当事者を中心とした団体「暴力的『ひきこもり支援』施設問題を考える会」が「ひきこもり人権宣言」を発表した。この宣言は、引き出し屋の横行を契機に作成されたものであるが、その中身は当事者が社会や家族の加害性を問うものであり、当事者にとってのレジスタンスである。レジスタンスは被害に対する抵抗であり、自らを被害者のポジションに位置付けることでもあ

り、敗北感と屈辱感、無力感さえ伴うものでもある。こうした苦痛を引き受けてまで、この宣言が作成された背景には、ひきこもり当事者が社会や家族に対して憤りを持つからである。ひきこもり当事者から見える社会や家族の加害者性とはいかなるもので、当事者が受けている被害とはどのようなものであるかを理解しなければならない。

また、当事者は被害者のポジションにいたいわけではなく、自らでこの状況を終わらせるために、この宣言を作成している。被害からの回復は、被害者としてのポジションを認識することから始まり、「被害とは何か」「加害とは何か」を、当事者が自らで定義し直しながら、自らで認識した被害者としてのポジションを自らで脱することにある。何が被害であり、加害であるのか曖昧なままでは、当事者は被害者としてのポジションから抜け出すことはできない。「ひきこもり人権宣言」が家族や社会の加害性に対するレジスタンスであるなら、この宣言が何を被害とし、何を加害としているのかを整理することは、この当事者のレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりとなる。そこで、本稿では、「ひきこもり人権宣言」の内容を「被害—加害」に整理し、このレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりを提示する。

第1章 「ひきこもり人権宣言」をレジスタンスとして捉える

1-1 「ひきこもり人権宣言」の概要

「ひきこもり人権宣言」の目的は、ひきこもり当事者に対する差別と抑圧の歴史を、ひきこもりの当事者の力で終わらせるために、ひきこもりの権利を定めることとされている。また、この宣言の背景には引き出し屋の存在がある。引き出し屋とは、ひきこもり当事者の自立支援を掲げ、当事者の了解がないにもかかわらず、家族等の依頼によって当事者を寮や病院に入所または入院させる業者のことである。テレビや新聞では、この引き出し屋の被害によってひきこもりの当事者が餓死や自死に至った事例が報道されている。こうした引き出し屋の運営業者とその代表等に対して、ひきこもり当事者が損害賠償を提訴する事案も生じている。また最近では引き出し屋に依頼した家族に対する提訴も起きている。

この宣言は、原文と条文と解説で構成されている。条文では基本的人権の中で、特にひきこもりにおいて侵害されがちな権利7つを明記している。第1条ひきこもる権利、自由権、第2条平等権、第3条幸福追求権、第4条ひきこもる人の生存権、第5条支援・治療を選ぶ権利、第6条暴力を拒否する権利、第7条頼る権利、となっている。解説の部分では、引き出し屋に見られる暴力的な支援のみならず、就労をゴールとした自立支援やパターナリスティックな政策の弊害、さらに家族や社会の加害性も指摘している。

次に、この宣言の解説の結語に注目する。「加害性に向き合うことができるのか」というタイトルが付けられている。以下は、この箇所の記述の一部である。

ひきこもることを個人の問題とし社会や家族によってひきこもらされていると理解しないの

「ひきこもり人権宣言」にみるレジスタンスは被害者性を脱却できるのか

であれば、社会や家族はひきこもっている人々に対する加害性に気づくことは難しい。これはひきこもり当事者の加害性の方が家庭内暴力や経済負担などの形でわかりやすいためである。しかしひきこもり当事者の加害性に責任を問うものは同じく自らの加害性にも目を向けることが公平である。

(ひきこもり人権宣言 結語より)

ひきこもりの問題や支援を考える際に、家族に対する暴力や暴言、金の無心といった加害者としてのひきこもり当事者がクローズアップされる中、反対に当事者がこの社会や家族の加害性を問うという点に、このひきこもり人権宣言の意味がある。加害者や被害者という立場は時期や場面によって入れ替わる(「現代思想 2022年7月号」)。例えば、仕事に行けなくなりひきこもり状態が続くと、家族は次の仕事を見つけるように叱咤激励をすることが少なくないが、この家族の対応はひきこもり当事者からすると、動けないでいる苦しさに加えて、さらに追い討ちをかけるものになる。この場合、家族は加害者であるのに対し、ひきこもり当事者は被害者として位置づく。一方で、ひきこもり当事者が家族に対して「こんな状況になったのは親が悪い」等の恨みや非難をすることがある。その際に、当事者から家族に対して、大声での叱責や過大な要求、物に当たるなどの行為が伴う場合もある。ここでは当事者は加害者となるのであるが、幼少期に仕上げと称してたたかれたり、暴言を吐かれたりしてきた者もあり、その場合、当事者は被害者でもあり、たたいたり暴言を吐いたりしていた家族は加害者と言える。このように家族内で加害者と被害者の立場は時期や場面によって入れ替わる。つまり、ひきこもり当事者も家族も、被害者でもあり加害者にもなりうる立場にあるにもかかわらず、メディアはひきこもり当事者の加害者性ばかりを、クローズアップする。

1-2 「ひきこもり人権宣言」は当事者にとってのレジスタンス

こうした状況にあるにもかかわらず、「ひきこもり人権宣言」が、社会や家族の加害者性を問うているのは、当事者が社会や家族に対して憤っているからだ。社会や家族の加害性を訴えているという点において、この宣言は当事者にとってのレジスタンスと言える。

信田(2021)は長年、アディクションの当事者やその家族、暴力の加害者、被害者へのカウンセリングをする中で、当事者が自らの被害を認識することからレジスタンスが始まると指摘する。暴力を受けている者にとって、自らの体験をDVや虐待として認識すること自体が難しい。例えば、「殴られたのは自分が悪いから」「かわいそうと思われたくない」といった思いが、当事者が自らを暴力の被害者として認識することを困難にさせる。さらに、自らを被害者であると認識することは、加害者の行為に対する告発でもあり、親やパートナーを加害者にすることにつながる。彼らを加害者にしたくないという思いや、報復に対する恐怖もつきまとうため、被害者が自らの被害を訴えるには大きな障壁がある。また、被害者という言葉が連想させるものは、弱さや非力、ケアの対象等といったものである。当事者が自らを被害者として認識することは、そう

したレッテルを引き受ける行為でもあるため、敗北感や屈辱感、無力感を伴う（信田 2021）。自らを被害者として認識するには、こうした感情も引き受けなければならない。このように当事者が自らの被害を認識することには困難がつきまとうのであるが、自らの被害体験を認識し声に出していくことで、加害者に抵抗し、自らが非力な存在ではないことを自らにも示していくことが可能となる。しかしながら、ひきこもり当事者にとって、被害を訴えることは難しいことなのだろうか。

1-3 ひきこもり当事者のレジスタンスの先にあるもの

1-3-1 被害者性を脱却する必要性

ひきこもり当事者の中には、家族に対して、「あの時～されたから自分はこうなった」と、自らの被害について親を責め立てる者も少なくない。このように、当事者が親の言動で傷ついてきたことを、数限りなく列挙したり、親を非難・攻撃したりすることを、小野（2021）はトラウマ返しと呼んでいる。トラウマ返しについて、斎藤（2020）はひきこもり当事者が本当のコミュニケーションに入る前に必要な儀式のようなものと指摘する。親は言いなりになるのではなく、本人が「どう感じてきたのか」に耳を傾け、記憶の供養をするつもりで話を聞いていくと、恨みや要求は次第に収まっていく。ひきこもり当事者が親のこれまでの言動を責めたり非難したりするのは、自らの体験の記憶を供養するために、自分が「どう感じてきたのか」を受容的に聞いてくれる他者を求めているからである。

しかしながら、トラウマ返しに見るような被害の訴えは、数時間にもわたって親を責め立てたり、親に対して理不尽な要求を出したり、親が何度謝罪しても本人は何度も同じことを繰り返したり等、として表れることも少なくない。そのため、親が根気よく本人が「どう感じてきたのか」に耳を傾けることができればよいが、そうでない場合、本人は被害の訴えを繰り返すのである。言い換えると、自分が「どう感じてきたのか」を親が受容的に聞いてくれない場合、ひきこもり当事者は被害者としてのポジションから脱却することが難しくなる。

信田（2021）は、DV 被害からの回復の始まりを、当事者が自らを被害者として認識することとしたが、被害者という自らで認識した定義を自らで脱することが回復であると指摘する。レジスタンスのために、自らの被害を訴えるといった行動は必要である。この行動は正しいがゆえに、回復の一時期、被害者が自分自身の行動に酔ってしまうことが時に起きる。そのため、被害者は被害者としてのポジションから脱することが困難となってしまう（信田 2021）。さらに、被害者という自己定義や、被害者としてのポジションは、被害からの回復のプロセスにおいて必要なくなるものと指摘する。ひきこもり当事者のトラウマ返しに見るような被害の訴えは、当事者の回復にとっては必要なことである。しかしながら、時として自らの行動に酔ってしまい、被害者としてのポジションから抜け出せなくなってしまう。ひきこもり当事者の場合、トラウマ返しに見るように、当事者によっては被害を訴えることが日常的なものになっていることも少なくないため、被害を訴えることよりも被害者としてのポジションから抜け出すことの方が難しいので

はないだろうか。

1-3-2 被害者が加害者像を構築する重要性

被害者としてのポジションから抜け出すために、被害者が加害者像を構築することが重要である。アメリカの精神科医であるハーマン（1999）は、女性や子どもが家族の中で暴力被害を受けていることを告発し、その暴力被害によって生じる心的外傷からの回復を3段階（「安全の確立」「想起と服喪追悼」「通常生活との再結合」）に分けて説明する。信田（2021）は、ハーマンの心的外傷からの回復の議論のうち、「想起と服喪追悼」を取り上げ、暴力被害からの回復において被害者が加害者像を構築することの重要性を示唆している。「想起と服喪追悼」は、被害体験を思い出し少しずつ語りながら、自らの受けた被害・苦しみに意味を与え、新しい物語を再構成することであるためたやすいことではない。被害者は、「なぜ他でもない私だったのだろうか」と問い続けながら、自分が受けた被害とはどのようなものなのか、加害者はどういう人物なのかについて何度も繰り返し定義し直し、自分の受けた被害・苦しみに意味を与えていくため、苦痛が伴うからである。被害者は被害と加害について何度も繰り返し定義をする中で、自分の受けた被害・苦しみに意味を与えていけるようになる。反対に、被害と加害が曖昧なままでは、「なぜ他でもない私だったのだろうか」という問いに答えを出すことができないのである。

「ひきこもり人権宣言」は、当事者が自らの被害を認識し告発するというレジスタンスであり、その目的は当事者の力でこの状況を終わらせることにある。当事者の力でこの状況を終わらせることとは、このレジスタンスが被害者性を脱却するということであり、自らで認識した被害者としてのポジションを、自らで脱することである。また、その過程では、当事者が「被害とは何か」「加害とは何か」を自らで定義し直しながら、自分の受けた被害・苦しみに意味を与えていくことができるようになる。何が被害であり、加害であるのか曖昧なままでは、当事者は被害者としてのポジションから抜け出すことはできない。では、「ひきこもり人権宣言」は何を被害とし、何を加害としているのだろうか。この宣言が何を被害とし、何を加害としているのかを整理することは、この当事者のレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりとなる。

第2章 「ひきこもり人権宣言」にみる「被害（者）—加害（者）」とは

2-1 分析の方法

ここでは「ひきこもり人権宣言」に出てくる文言を、「被害（者）／加害（者）」というカテゴリーで整理する。その上で、当事者から見える「被害（者）／加害（者）」を提示する。

次に「被害（者）—加害（者）」に分類する方法について説明する。まず、ひきこもり人権宣言の解説の部分で、被害または被害者、加害または加害者、に関する文言をピックアップした。ピックアップする際の定義については、以下のとおりである。「加害」については小松・森岡（2022）の提起に基づき、害を与える具体的な行為を加害とした。加害には、個人的な行為の場

合もあれば、集会的な行為の場合もある。また、このような行為を行った者を加害者とする。さらに加害という行為が持つ性質を加害性とする。一方、「被害」は、「加害」を逆にした定義とした。害を与えられる具体的な行為を被害とした。被害には、個人的な行為もあれば、集会的な行為の場合もある。またこのような行為を受けた者を被害者とする。さらに被害という行為が持つ性質を被害性とする。被害・加害に関する文言をピックアップした後、対比させて示し、それが示す内容を『ひきこもり人権宣言』にみる『被害(者)―加害(者)』として整理した。

2-2 倫理的配慮

本稿は人を対象とする研究ではないが、日本福祉大学「人を対象とする研究に関する倫理審査規程」を遵守し、規定に示す項目に抵触しないことを確認している。

2-3 「ひきこもり人権宣言」にみる「被害(者)―加害(者)」

ひきこもり人権宣言の解説部分を、上述の方法で検討した結果、表に示すように15の『ひきこもり人権宣言』にみる『被害(者)―加害(者)』に整理した。以下、その内容を説明していく。

1. 社会によって当事者はひきこもらされている

被害を「ひきこもることで苦しんでいる人たち」「社会によってひきこもらされている」、加害を「社会」とした。

2. 家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている

被害を「家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている」とし、加害を「家族が抱えてきた問題」とした。

3. 親と子の支配―被支配の力関係が、ひきこもり当事者の主体性を脅かし、対等な交渉・話し合いは困難である

被害を「当事者の主体性は脅かされ、対等な交渉・話し合いは困難」とし、加害を「親と子の力関係は、親のほうが強く、支配―被支配の関係が続く」とした。

4. 親も変わるから子も変われという干渉めいた親の無自覚な支配性によって、ひきこもり当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない

被害を「当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない」とし、加害を「親も変わるから子供も変われという干渉めいた親の無自覚な支配性」とした。

5. ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である

被害を「親が子供の変化を待つのが難しいように、ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である」とし、加害を「変わらない親子関係」とした。

6. 人や社会に頼ることを阻む自己責任論によって、ひきこもり当事者は、自己責任を取る形

で、誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果、ひきこもっている

被害を「ひきこもり当事者は、自己責任を取る形でひきこもっている」「誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果がひきこもること」とした。一方、加害を「人や社会に頼ることを阻む自己責任論」とした。

7. 犯罪予備軍などの偏見や差別につながる TV 番組などのイメージ操作や、ニート対策である就労支援をあてがわれたことによって、ひきこもり当事者は、基本的な自由と人権を経験することも、肯定する感覚を養う方法もなく放置された

被害を「ひきこもることを理由に、犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作を TV 番組などで広く行われた」「年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策である就労支援をあてがわれた」「ひきこもらざるを得なかった個人は基本的な自由と人権を経験することも、肯定する感覚を養う方法もなく放置された」とした。一方、加害を「犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作をする TV 番組など」「年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策である就労支援」とした。

8. 社会によるひきこもることの価値や生き方の否定によって、ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け出せずに来た

被害を「ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し『悪いのは自分』という自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け出せずに来た」とした。一方、加害を「社会によるひきこもることの価値や生き方の否定」とした。

9. ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないため、家族と支援業者が契約を結ぶことによって、民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出している

被害を「民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出している。そのため、ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないことが問題となる。」とし、加害を「家族と支援業者が契約を結ぶ」「民間の支援業者」「ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないこと」とした。

10. 犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともあったことや、年齢によって支援を受ける資格の制限がある

被害を「ひきこもる人は、メディアを通して危険で存在が許されないかのように表現され、犯罪予備軍と伝えられたこともある」「年齢による不平等な取り扱い」とした。一方、加害を「犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともある」「年齢によって支援を受ける資格の制限」とした。

11. 生存に不可欠な支援の未整備なため、ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している

被害を「ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している」とした。加害を「生存に不可欠な支援の未整備」とした。

12. 精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しいひきこもり当事者に、長時間の説

得や自宅への侵入を用いて同意が強要されている

被害を「本人が精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しい。ひきこもり支援における長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が強要されている。」とし、加害を「相手を連れ出すための都合のいい手段としての説得」「長時間の説得や自宅への侵入を用いての同意の強要」とした。

13. 社会や家族によってひきこもらされていると理解しないため、自らの加害性に気が付くことは難しく、ひきこもり当事者の加害性の方が強調される

被害を「ひきこもり当事者の加害性の方が、家庭内暴力や経済的負担などの形で分かりやすい」とした。一方、加害を「ひきこもることを個人の問題とし、社会や家族によってひきこもらされていると理解しないのであれば、社会や家族は、ひきこもっている人々に対する加害性に気が付くことは難しい」とした。

14. ひきこもり当事者に対する蔑視・嫌悪感情が、当事者をより一層ひきこもらせる

被害を「差別意識がひきこもる人々をより一層ひきこもらせる」とし、加害を「ひきこもる人々に対する蔑視・嫌悪感情が社会の人々に存在すること」とした。

15. ひきこもり当事者は、自分の人生の責任を自ら引き受けることができる主体ではなく、社会に対する責任を他から負わされる客体であったため、権利を主張することができなかった

被害を「ひきこもる人々は、語る主体ではなく、語られる客体であり、自分の人生の責任を自ら引き受けることができる主体ではなく、社会に対する責任を他から負わされる客体だった。」「ひきこもる人々は、権利を主張することができなかった。」とした。一方、加害を「ひきこもり当事者を客体とする社会からの抑圧」とした。

第3章 被害者性を脱却することはどうすれば可能になるのか

本章では、『ひきこもり人権宣言』にみる『被害(者)―加害(者)』の整理に基づき、この宣言におけるレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりを5つに分けて提示する。

3-1 ひきこもり当事者の加害性を問うだけではなく、社会や家族は自らの加害性にも着目する
「ひきこもり人権宣言」にみる「被害(者)―加害(者)」の1, 2, 6, 8, 13に該当する点であるが、ひきこもり当事者は、社会によってひきこもらされており、家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている場合もある。しかし、社会や家族はこうした自らの加害性に気が付くことは難しく、ひきこもり当事者の加害性の方が強調される。さらに、ひきこもり当事者に対する蔑視・嫌悪感情が、当事者をより一層ひきこもらせる。ひきこもり支援では、家族から当事者の暴力や暴言、威圧的な態度、金の無心など多くの相談があげられる。家族がひきこもり当事者からの暴力に耐えかねて、引き出し屋にみるような民間業者に依頼するケースもある(沖縄タイムスプラス, 2020年12月16日)。このように、ひきこもり当事者が加害者となる話は枚挙

表「ひきこもり人権宣言」に見る「被害(者)一加害(者)」

「ひきこもり人権宣言」に見る「被害(者)一加害(者)」	被害(者)	加害(者)
1. 社会によって当事者はひきこもられていて、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりで苦しんでいる人たち 社会によってひきこもられていて 	<ul style="list-style-type: none"> 社会
2. 家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族が抱えてきた問題
3. 親と子の支配-被支配の力関係が、ひきこもり当事者の主体性を脅かし、対等な交渉・話し合いは困難である、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の主体性は脅かされ、対等な交渉・話し合いは困難 	<ul style="list-style-type: none"> 親と子の力関係は、親のほうが強く、支配-被支配の関係が続く。
4. 親も変わるから子どもも変われという干渉めいた親の無自覚な支配性によって、ひきこもり当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 親も変わるから子どもも変われという干渉めいた親の無自覚な支配性
5. ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 親が子供の变化を待つのが難しいように、ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である。 	<ul style="list-style-type: none"> 変わらない親子関係
6. 人や社会に頼ることを阻む自己責任論によって、ひきこもり当事者は、自己責任を取る形でもなく自分の力で困難に対処しようとした結果、ひきこもりの結果、ひきこもっている、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり当事者は、自己責任を取る形でひきこもっている。 誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果がひきこもること 	<ul style="list-style-type: none"> 人や社会に頼ることを阻む自己責任論
7. 犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作や、ネット対策である就労支援をあてがわれたこと、肯定する感覚を養う方法もなく放置された、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> イメージ操作を理由に、犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作や、ネット対策である就労支援をあてがわれた。 年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたこと、肯定する感覚を養う方法もなく放置された。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作をするTV番組など 年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたこと、肯定する感覚を養う方法もなく放置された
8. 社会によるひきこもりの価値や生き方の否定によって、ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け出せずに来た、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し「悪いのは自分」という自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け出せずに来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会によるひきこもりの価値や生き方の否定
9. ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないため、家族と支援業者が契約を結ぶことによって、民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないことが問題となる、(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者の権利を擁護している。そのため、ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないことが問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族と支援業者が契約を結ぶ。 民間の支援業者 ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないこと
10. 犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともあったことや、年齢によって支援を受ける資格の制限がある、(第2条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもる人は、メディアを通して危険で存在が許されないかのように表現され、犯罪予備軍と伝えられたこともある。 年齢による不平等な取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともある 年齢によって支援を受ける資格の制限
11. 生存に不可欠な支援の未整備なため、ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している、(第4条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 生存に不可欠な支援の未整備
12. 精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しい、ひきこもりに対して、長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が確保されている、(第6条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しい、ひきこもりに対して、長時間における長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手を連れ出すための都合のいい手段としての虐待 長時間の説得や自宅への侵入を用いての同意の強要
13. 社会や家族によってひきこもらされていくと理解しないため、自らの加害性に気が付くことは難しく、ひきこもり当事者の加害性の方が強調される、(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもる人々に対する差別意識がひきこもる人々をより一層ひきこもらせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもることを個人の問題とし、社会や家族によってひきこもらされていくと理解しないのであれば、社会や家族は、ひきこもっている人々に対する加害性に気が付くことは難しい。
14. ひきこもる人々も当事者に対する蔑視・嫌悪感情が、当事者をより一層ひきこもらせる、(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> 差別意識がひきこもる人々をより一層ひきこもらせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもる人々に対する蔑視・嫌悪感情が社会の人々に存在すること
15. ひきこもり当事者は、自分の人生の責任を自ら引き受けることができず、ひきこもる主体ではなく、社会に責任を他から負わされた、(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもる人々は、語る主体ではなく、語られる客体であり、自分の人生の責任を自ら引き受けることができず、社会に対する責任を他から負わされた。 ひきこもる人々は、権利を主張することができなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり当事者を各体とする社会からの抑圧

にいとまが無い。しかしながら、その背景には加害者としての社会や家族が存在していることも、同時に着目する必要がある。

3-2 親と子の支配—被支配の力関係から抜け出す

「ひきこもり人権宣言」にみる「被害（者）—加害（者）」の3, 4, 5に該当する点であるが、親と子の関係には、支配—被支配の力関係がある。この宣言では、親も変わるから子どもも変われという干渉めいた親の無自覚な支配性を例にあげている。この支配性によってひきこもり当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない。そのため、親と子の関係において対等な交渉・話し合いは困難であるとしている。

8050問題では親亡き後のことが注目されるが、その親は「いつまで子どもの面倒を見られるのか」「どれだけの経済的サポートができるのか」について具体的に検討していないことが多い。長崎県ひきこもり家族会は、「子どもの国民年金の保険料を払い続けるべきか」「免除申請の手続きを本人の同意なく親が行っていいものか」などを考えるため、2017年12月に国民年金フォーラムを佐世保市で開催した。その際に、お小遣いの取り決めは何となくある場合が多いが、年金保険料の支払いや、親の定年後の国民健康保険の支払いをどうするのかについては家族であまり話し合われていないといった声が出てきた。家族が曖昧なままサポートしているものは多く、それら一つずつ「～はサポートできるけれど、○年後には難しくなる」といったように整理していく必要がある。家族が「サポートをしたいと思っていること」「物理的、経済的にサポートできない／できなくなること」「サポートする必要があること」「サービスで対応できることは何か」などを、具体的に整理する過程で、家族が自ら背負ってきた責任や、社会から背負わされた責任から解放されていく必要がある。

3-3 誰かに頼ることができる「安全の確立」を目指す

「ひきこもり人権宣言」にみる「被害（者）—加害（者）」の14, 15に該当する点であるが、人や社会に頼ることを阻む自己責任論によって、ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し自責・自罰に縛られ、ひきこもりから抜け出せずに来た。ひきこもり当事者は、自己責任を取る形で、誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果、ひきこもっている。また、ひきこもり当事者は、自分の人生の責任を自ら引き受けることができる主体ではなく、社会に対する責任を他から負わされる客体であったため、権利を主張することができなかった。こうした自己責任が求められる社会の中で、ひきこもり当事者は他者や社会を信頼することが困難となった。しかし、ひきこもり当事者たちは自らを語る中で、再度、他者や社会とのかかわりをもちはじめる。石川（2021）は、ひきこもり支援は聴くことから始まると指摘する。当事者は自らの体験を聴いてくれる他者を探しながら、「安全の確立」をおこなっている。

再度、ハーマンの心的外傷（トラウマ）からの回復の議論に戻りたい。ハーマンは、心的外傷からの回復を「安全の確立」「想起と服喪追悼」「通常生活との再結合」の3段階に分け説明して

いる。心的外傷の体験は、これまで安全であった世界や他者への信頼が失われる出来事であり、世界や他者との関係が粉々となり、家族に代表されるような親密な関係や、地域や世間といった場に対する帰属感からも切り離される。被害者にとって、周囲は安全な場所ではなくなったため、周囲との親密な関係が築けなくなったり、自ら身を引くような行為をしたりする。

外傷は親密関係から身を引くようにさせもし、それを必死に求めさせもする。基本的信頼の深刻な破壊と、恥辱感と罪悪感と劣等感が普遍的に存在することと、社会生活の中にあるかも知れない外傷の残りかすを避ける必要と、これら全てが親密関係からの引きこもりのもととなる。しかし、外傷的事件の恐怖は庇護的な依存欲求を強めもする。従って、外傷を受けた人は孤立と〈他者への不安に満ちたしがみつき〉との間をひんばんに往復する。この外傷の弁証法は生存者の内的生活だけでなく、親しい人たちとの関係にも働いている。その結果、強い不安定な、両極間を往復する人間関係が生まれる。

(ハーマン 1999, p 83)

外傷体験の被害者は、周囲に対する基本的信頼が破壊されるため、親密関係からひきこもることとなる。一方で、他者に依存したいという欲求も強まる。他者との関係からひきこもりたいという思いと、他者に依存したい思いに揺られるため、安心できる人間関係を築くことが困難となる。ハーマンが心的外傷からの回復の第1段階として「安全の確立」を位置付けたのはこのためである。被害者にとって、安心できる人間関係や安全な場所がまずもって確立されなければならない。

また心的外傷からの回復の議論を、ひきこもり支援に援用する妥当性について説明する。宮田(2021)は、ひきこもり当事者の半数は、トラウマ性の精神病理で説明できるとし、その支援においてはトラウマ・インフォームドケアの必要性を指摘している。トラウマとは、こころがある強い衝撃を受けて、その働きに半ば不可逆的な変化を被ってしまうことである(岡野 2019)。半ば不可逆的な変化とは、数日程度の短期間でもとに戻れるようなものではなく、その変化が長らく続き、簡単にはもとに戻らないものを指す。またトラウマ体験は、本人にとって脅威的な出来事であるかどうかの区別が重要である。ひきこもり当事者のうち、いじめの被害や、ひきこもることで生じる親からの叱咤激励や過度な干渉、社会から見捨てられるのではないかとといった不安を経験している者は少なくない。いじめの被害はトラウマ体験として認識しやすいが、親からの叱咤激励や過度な干渉、社会から見捨てられるのではないかとといった不安もまた、当事者にとっては長期にわたる強い衝撃ともなる。親からの叱咤激励や過度な干渉は、親にとっては嫉や心配の表れであったとしても、その受け手である当事者のこころが傷つくこともあり、それらがトラウマ体験になることも否定できない。このように、ひきこもり支援を検討するにあたり、トラウマ・インフォームドケア(トラウマそのものを治療し、トラウマからの回復を目指すトラウマに特化した治療とは異なり、トラウマについての理解をサービス全体に組み込み、サービス提供の

すべての局面で癒しを強化する状況を作り出すケア)の視点も必要となってくる。

3-4 家族の依頼による民間業者のひきこもり当事者の連れ出しをなくす

「ひきこもり人権宣言」にみる「被害(者)―加害(者)」の9, 12に該当する点であるが、家族の依頼によって民間業者がひきこもり当事者を連れ出すことが可能となっており、安全が脅かされるような状況がある。家族が民間業者に依頼するに至った経緯は各々の事情があるが、家族が自らの行為を不法行為であることを理解した上でやっているのかは疑問である。また、これまでは民間業者に対する告訴であったが、最近では親の共謀が認められるという判決も出ている(朝日デジタル, 2022年1月28日)。ひきこもり当事者は、家族と民間業者が契約を結ぶことによって、業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出すことが可能となっている。ここでの説得とは平和的な解決を目指すものではなく、相手を連れ出すための都合のいい手段として用いられ、長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が強要されている。家族はひきこもり当事者を抱え込むことができず追い詰められて、引き出し屋と呼ばれる民間業者に依頼するのだろうか、このような暴力的な介入はなくす必要がある。

3-5 犯罪予備軍などの偏見や差別につながるTV番組などの放送自粛、ひきこもり当事者を守る制度を整備する

「ひきこもり人権宣言」にみる「被害(者)―加害(者)」の7, 10, 11に該当する点であるが、犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともあり、偏見や差別につながるイメージ操作が行われた。ひきこもりという行為は自分の身を守るための一つの手段である(岡本・宮下2003)。にもかかわらず、社会のひきこもりに対するイメージが「ひきこもり当事者はいつか犯罪を犯すかもしれない」というものであれば、当事者は安心してひきこもることができない。ひきこもることで自分の身を守り、安全を確立しようとしている段階で、社会が「ひきこもり=犯罪予備軍」といったイメージを付与しているなかでは、安心してひきこもることが十分にできなくなる。

ニート対策として始まった地域若者サポートステーションを利用する者の中には、ひきこもり当事者も多くいるのであるが(宮本2007)、就労を目指した支援があてがわれるため、必ずしも就労を目指さない当事者にとっては自己卑下を強めたりする場合もある。さらに地域若者サポートステーションの対象者は現在49歳までとなっているが、2020年3月までは39歳までとなっており、長らく40代は対象となっていなかった。

また、ひきこもり当事者の中には、障害福祉サービスを利用している者が増えつつあるが、まだ一部であるのが現状だ。しかし、ひきこもり当事者の7-8割程度が、精神科未受診者も含めて、精神医学的な問題を抱えているのではないかとされている(Kondo 2013, Kato, et al. 2019)。言い換えると、ひきこもり当事者の7-8割程度が、障害福祉サービスの対象となる可能性があるということだ。この指摘は2013年にされており、そこから10年の月日が経とうとして

いるが、障害福祉サービスは精神医学的な問題を抱えている未受診者をその対象としきれていない。これは日本における障害福祉の対象が、従来の精神障害者の枠組みでは対応しきれなくなってきたことを示唆している。障害福祉サービスを利用できる精神障害者は、主に精神科に受診し診断を受けている者が中心的な対象となっている。もちろん、サービスの受給決定がなくても、地域活動支援センターの利用は可能である。しかし、何らかの精神保健上の課題を抱えていても未受診の者は、障害福祉サービスに乗ることが困難な場合が多い。障害福祉サービスは、こうした実態に対応していくために、精神科を受診しているかどうかにかかわらず、何らかのニーズをもつ者であれば利用できるような障害福祉サービスのあり方を早急に検討する必要がある。さらに、オープンダイアログなどのひきこもり当事者たちが集まって語りあえるプログラムの設定や、当事者に対する積極的なアウトリーチが展開できる財政基盤も整えることが求められる。また、8050問題に見られるように、ひきこもり当事者の高齢化とともに、彼らを支えている家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している（池上2019、川北2019）。生活保護で対応していくのか、それとも障害年金を受給しやすいように対応していくのか、いずれにしても現金給付型の支援は必要である。

おわりに

ひきこもり当事者は「なぜ自分がひきこもらざるを得なかったのか」「なぜ自分だけがこんなに苦しい思いをしなければならなかったのか」と、自分を責め、家族や周囲をも責めている。トラウマ返しに見るように、ひきこもり当事者の中には被害者としてのポジションでいることに慣れてしまっている者も少なくない。しかし、被害者としてのポジションで居続けることほど苦しいものはない。そのポジションは被害を受け続けるポジションだからである。もちろん、そのポジションから脱却したいかどうかは本人が決めることではあるが、脱却するためにはこれまでの被害と加害の関係を定義し直さなくてはならず、大きな苦痛や恐怖を伴う。その苦痛や恐怖を伴いながら被害者としてのポジションから脱却するには、当事者が置かれている状況が安全である必要がある。当事者は自分の周囲の人が安全であるかを入念に確認し、誰なら自分を見捨てずにいてくれるのかを試している。社会や家族は、ひきこもり当事者が被害者性から脱却するための「安全の確立」を用意してきたのだろうか。

また、本稿は、「被害—加害」に関する視点から、「ひきこもり人権宣言」の主張を整理したものであり、作成者の意図とは別物であるため、作成者の主張を反映しているものとは限らない。しかし、ここで整理した15の主張は、ひきこもり当事者という社会の一部の人から見える現在の日本社会の様相であると少なからず言える。この宣言でひきこもり当事者は社会や家族の加害性を訴えたが、その声を社会や家族は聞き、応答できるのだろうか。

【参考文献】

- 池上正樹 (2019) 『ルポ 〈8050 問題〉：高齢親子 “ひきこもり死” の現場から』河出書房新社
- 石川良子 (2021) 『〈ひきこもり〉から考える — 〈聴く〉から始める支援論』筑摩書房
- 岡野憲一郎 (2019) 「CPTSD について考える」『精神療法』(45), p336—342
- 岡本祐子・宮下一博 (2003) 『シリーズ◇荒れる青少年の心 ひきこもる青少年の心 発達心理学的考察』北大路書房
- 小野修 (2021) 『トラウマ返し—子どもが親に心の傷を返しに来るとき』黎明書房
- Kato, TA, Kanba, S, Teo, AR: Hikikomori: Multidimensional understanding, assessment, and future international perspectives. *Psychiatry Clin Neurosci* 73: 427-440, 2019.
- 川北 稔 (2019) 『8050 問題の深層：〈限界家族〉をどう救うか』NHK 出版
- 木村草太 (2019) 『世界人権宣言の今日的意義 世界人権宣言採択 70 周年記念フォーラムの記録』国際書院
- 小松原織香・森岡正博 (2022) 「“血塗られた” 場所からの言葉と思考」『現代思想 7月号 特集=『加害者』を考える臨床・司法・倫理』青土社, p.10
- Kondo, N, et al.: General condition of hikikomori (prolonged social withdrawal) in Japan: psychiatric diagnosis and outcome in mental health welfare centres. *The International journal of social psychiatry* 59: 79-86, 2013.
- 斎藤環 (2020) 『改訂版社会的ひきこもり』PHP 研究所
- ジュディス・L・ハーマン著, 中井久夫訳 (1999) 『心的外傷と回復 増補版』みすず書房
- 竹端寛 (2013) 『権利擁護が支援を変える—セルフアドボカシーから虐待防止まで』現代書館
- 信田さよ子 (2021) 『国家と家族は共謀する サバイバルからレジスタンスへ』角川新書
- 宮田量治 (2021) 『外傷性ひきこもり 日本的な複雑性 PTSD への支援と治療』星和書店
- 宮本みち子 (2007) 「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」平成 19 年度厚生労働省委託
- 『現代思想 2022 年 7月号 特集=『加害者』を考える—臨床・司法・倫理—』青土社
- 暴力的「ひきこもり支援」施設問題を考える会『ひきこもり人権宣言』<https://note.com/bouhikimon/n/nbd360e7316d8> (2022/06/13)
- 高橋淳「ひきこもり支援業者が連れ出し 依頼した親にも賠償責任 東京地裁」朝日デジタル, 2022 年 1 月 28 日, <https://www.asahi.com/articles/ASQ1X52P7Q1WUTIL03J.html> (閲覧: 2022 年 1 月 28 日)
- 『なぜ 〈引き出し屋〉に頼んだの』ひきこもり支援で入り込む業者 壊れた親子関係, 沖縄タイムスプラス, 2020 年 12 月 16 日, <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/677838> (閲覧: 2022 年 7 月 31 日)

謝辞

本稿は、JSPS 科研費若手研究「ひきこもりの若者を対象としたソーシャルワークにおける仮説モデル構築に関する研究」(研究代表者: 安藤佳珠子, 研究課題番号 18K12984) の助成を受けて行ったものである。